

第八次千葉県障害者計画主要施策管理表

令和7年度

主要施策	2 精神障害のある人の地域生活の推進
------	--------------------

◇精神疾患は全ての人にとって身近な病気であり、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害のある人等の地域生活に関する相談に対応できるように、保健・医療・福祉関係者等による協議の場や、個別支援における協働を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者等との重層的な連携による支援体制の構築を推進します。

◇精神症状の急激な悪化等の緊急時に、適切な医療を確保できるよう「千葉県精神科救急医療システム」における精神科救急医療相談窓口を24時間設置していますが、引き続き早急に適切な医療を必要とする精神科救急患者等に対応できる空床を確保するため、精神科救急医療施設の拡充を図ります。

◇精神障害への偏見や差別意識を払拭し、精神障害の有無や程度にかかわらず、分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、精神障害への理解促進に努めます。

基本施策

- (1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (2) 精神科救急医療体制の充実
- (3) 理解促進・普及啓発の推進

数値目標の評価

(個)

年度	目標数	A	B	C	D	E	その他
6	16	10	5	1			
7		10	6	0			
8							

主要施策の取組状況等

令和7年度	【取組結果】 (1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業における協議の場等を通じて、障害保健福祉圏域ごとに地域の課題やニーズに応じて、精神障害のある人等の地域生活支援や入院中の精神障害者の地域移行・地域定着の促進に係る検討を進めました。 (2) 精神科救急医療システムにかかる課題等を協議しました。関係機関との連携強化を目的に研修を実施し、適切な精神科救急医療の確保を推進しました。 (3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業において圏域ごとに普及啓発に取り組みました。また、県民や支援者等に向けてメンタルヘルスの基本知識や聴く技術を学ぶための心のサポーター養成研修を実施しました。
令和8年度	【取組結果への対応】 (1) 引き続き精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業における協議の場等を通じて、地域の課題やニーズについて検討を重ね、連携体制の構築を推進します。 (2) 引き続き精神科救急医療に係る関係機関と連携して、適切な精神科救急医療の確保を推進します。 (3) 引き続きメンタルヘルスにかかる研修や講演会等を通じて知識や理解を深められるよう普及啓発を促進します。